

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年8月2日
【会社名】	株式会社あきんどスシロー
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊崎 賢一
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成22年6月30日付書面決議による当社臨時株主総会決議に基づき、平成22年8月2日開催の当社取締役会において、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

I. 株式会社あきんどスシロー第2回新株予約権

(1) 銘柄

株式会社あきんどスシロー第2回新株予約権（本I.において以下「本新株予約権」という。）

(2) 発行数

168個

但し、上記の個数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格

本新株予約権1個につき金580,000円

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式168株とし、新株予約権1個あたりの目的となる普通株式の数（本I.において以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割、株式の併合若しくは株式無償割当てをする場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株あたりの価額（本I.において以下「行使価額」という。）は、1,500,000円とする。

③ 行使価額の調整

イ 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

i 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整後行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

ii 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ロ 上記イに掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

ハ 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

(7) 新株予約権の行使期間

平成22年8月16日から平成29年8月15日まで。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者（本Ⅰ．において以下「本新株予約権者」という。）は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本新株予約権を行使できる。但し、下記②に定める場合はこの限りでない。

イ 当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。本Ⅰ．において以下同じ。）した場合

ロ 当社の普通株主であるPacific Fisheries, L.P.及びAtlantic Fisheries, L.P.（本Ⅰ．において以下「本件普通株主」と総称する。）がその保有する当社の普通株式の全部又は一部を第三者に売却する旨の契約が締結され、かつ、当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約に従い、本件普通株主が新株予約権者に対して本件普通株主の指定する数の新株予約権の行使を請求する旨の書面による通知を行った場合

② 本新株予約権者（ロの場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

イ 本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合

ロ 本新株予約権者が死亡した場合

ハ 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

ニ 本新株予約権者が、当該者に適用される当社の社内規程に違反する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合

ホ 本新株予約権者が、当該者の従業員の地位について適用される又は仮に従業員の地位を有するとすれば適用される、当社の就業規則第73条（減給、出勤停止、降格、諭旨解雇）又は第74条（懲戒解雇）の各号の一に相当する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合

ヘ 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合

ト 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等のアドバイザー又は役員その他経営管理にあたる地位に就任することを含む。）を行った場合

チ 本新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約の定めに本新株予約権者が違反した場合

③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役1名、当社執行役員6名及び当社従業員28名

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本新株予約権者との取決めは、当社、本新株予約権者及び本件普通株主の間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(14) 取得条項付新株予約権

① 当社は、本Ⅰ．(8)②イ又はロに定める事由が生じた場合には、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たり金580,000円を支払うことをもって取得する。但し、当該本新株予約権者が本Ⅰ．(8)②ハ乃至チのいずれかに該当すると当

社が認めた場合は、この限りではない。

- ② 当社は、本新株予約権者が本Ⅰ.(8)②ハ乃至チに定める事由が生じた場合には、別途当社の取締役会が定める日の到来をもって、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

(15) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（本Ⅰ.において以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権（本Ⅰ.において以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（本Ⅰ.において以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

組織再編行為の効力発生日から、本Ⅰ.(7)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本Ⅰ.(9)に準じて決定する。

⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本Ⅰ.(6)に準じて決定する。

⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得条項

本Ⅰ.(8)及び(14)に準じて決定する。

(16) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(17) 新株予約権の割当日

平成22年8月16日

(18) 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成22年8月15日

Ⅱ. 株式会社あきんどスシロー第3回新株予約権

(1) 銘柄

株式会社あきんどスシロー第3回新株予約権（本Ⅱ.において以下「本新株予約権」という。）

(2) 発行数

178個

但し、上記の個数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式178株とし、新株予約権1個あたりの目的となる普通株式の数(本Ⅱ.において以下「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割、株式の併合若しくは株式無償割当てをする場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記に定義する。)に対象株式数を乗じた額とする。

② 本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における普通株式1株あたりの価額(本Ⅱ.において以下「行使価額」という。)は、2,250,000円とする。

③ 行使価額の調整

イ 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

i 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

ii 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ロ 上記イに掲げた事由によるほか、その他行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

ハ 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

(7) 新株予約権の行使期間

平成22年8月16日から平成29年8月15日まで。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者(本Ⅱ.において以下「本新株予約権者」という。)は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本新株予約権を行使できる。但し、下記②に定める場合はこの限りでない。

イ 当社の普通株式が上場等(金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。本Ⅱ.において以下同じ。)した場合

ロ 当社の普通株主であるPacific Fisheries, L.P.及びAtlantic Fisheries, L.P.(本Ⅱ.において以下「本件普通株主」と総称する。)がその保有する当社の普通株式の全部又は一部を第三者に売却する旨の契約が締結され、かつ、当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約に従い、本件普通株主が新株予約権者に対して本件普通株主の指定する数の新株予約権の行使を請求する旨の書面による通知を行った場合

② 本新株予約権者(ロの場合においてはその相続人)は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

イ 本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合

ロ 本新株予約権者が死亡した場合

ハ 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

- ニ 本新株予約権者が、当該者に適用される当社の社内規程に違反する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合
 - ホ 本新株予約権者が、当該者の従業員の地位について適用される又は仮に従業員の地位を有するとすれば適用される、当社の就業規則第73条（減給、出勤停止、降格、諭旨解雇）又は第74条（懲戒解雇）の各号の一に相当する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合
 - ヘ 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合
 - ト 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等のアドバイザー又は役員その他経営管理にあたる地位に就任することを含む。）を行った場合
 - チ 本新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約の定めに本新株予約権者が違反した場合
- ③ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社取締役1名、当社執行役員6名及び当社従業員28名
- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
本新株予約権者との取決めは、当社、本新株予約権者及び本件普通株主の間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (14) 取得条項付新株予約権
当社は、本新株予約権者が本Ⅱ.(8)②ハ乃至チに定める事由が生じた場合には、別途当社の取締役会が定める日の到来をもって、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
- (15) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（本Ⅱ.において以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権（本Ⅱ.において以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（本Ⅱ.において以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- ④ 新株予約権を行使することのできる期間
組織再編行為の効力発生日から、本Ⅱ．(7)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本Ⅱ．(9)に準じて決定する。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本Ⅱ．(6)に準じて決定する。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得条項
本Ⅱ．(8)及び(14)に準じて決定する。
- (16) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (17) 新株予約権の割当日
平成22年8月16日

以 上